2　組合及び連合会に期待される役割
(1)　同業者による支え合い（太い「絆」で再強化）
(2)　節電啓発や節電行動に対する支援
(3)　節電に資する共同利用施設（共同蓄電設備等）の設置
3　国及び都道府県
東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、被災地域のコミュニティの維持回復を図るため、被災営業者及び被災組合の意向等を踏まえつつ、以下に掲げる事項を中心に積極的な取り組みに努めること。
(1)　被災営業者の営業再開のための施策
(2)　東日本大震災を教訓とした緊急に実施する必要性が高く、即効性の高い防災、減災等の施策
4　日本政策金融公庫に期待される役割
被災営業者に対するきめ細やかな相談・支援を通じた低利融資等の実施

○厚生労働省告示第八十七号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十二条第二項第一号イ⑵の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域（平成十九年厚生労働省告示第二百七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号ロに規定する計画を都道府県労働局長に提出した同号イ⑵の事業主に対するこの告示による改正前の雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域の適用については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

北海道の項を次のように改める。

北海道	函館市（旧亀田郡戸井町、旧同郡恵山町、旧同郡椴法華村及び旧白糠郡茅部郡音部町の区域に限る。）　北見市（旧常呂郡留辺蘂町の区域に限る。）　釧路市（旧阿寒町及び旧音別町の区域に限る。）　別海町（旧尾岱沼町及び旧野付郡別海町の区域に限る。）　根室市　釧路郡釧路町　厚岸郡厚岸町　浜中町　標茶町（旧同郡虹別町及び旧川上郡標茶町の区域に限る。）　川上郡弟子屈町　阿寒郡鶴居村　白糠郡白糠町　野付郡別海町（旧野付郡尾岱沼町及び旧野付郡別海町の区域に限る。）　標津郡中標津町　標津町　羅臼町　目梨郡羅臼町　斜里郡斜里町　清里町　小清水町　網走郡網走市　美幌町　津別町　斜里郡小清水町　常呂郡佐呂間町　紋別郡遠軽町（旧生田原町及び旧丸瀬布町の区域に限る。）　紋別郡湧別町　紋別郡滝上町　紋別郡興部町　雄武町　紋別郡西興部村　網走郡大空町（旧東藻琴村及び旧女満別町の区域に限る。）　斜里郡小清水町　常呂郡訓子府町　置戸町　北見市　網走郡美幌町　津別町　斜里郡斜里町　清里町